

一般財団法人岩手県建築住宅センター
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 本規定は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務規程」第11条に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センターが実施するこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行に関する業務料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領に規定するこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行に関する業務の料金は、申請一件につき次に掲げる額とする。

(税込み)

申請の区分	料金	申請代行サービス を利用 ※
一戸建ての住宅	33,000 円	16,500 円
共同住宅等	44,000 円/戸	—

- 1) 併用住宅の料金は、「一戸建ての住宅」と同額とする。
- 2) 申請後の計画変更による場合又は証明書発行後の計画変更による申請料金は、上表の各料金の1/2の額とする。
- 3) 再発行手数料は証明書1通につき2,200円(税込み)とする。
- 4) ※印は住宅保証機構株式会社の申請代行サービスをいう。

(附則) この規程は、2022年3月1日から施行する。